

入所料金表 (介護保険施設サービス費Ⅰ(Ⅳ)(多床室)【在宅強化型】)

(平塚市:地域単価10.45円)

介護保険サービスの自己負担額					
①基本施設サービス費	単位数/日	自己負担額 (円/日)			
		1割負担	2割負担	3割負担	
要介護1	871 単位	911	1,821	2,731	
要介護2	947 単位	990	1,980	2,969	
要介護3	1,014 単位	1,060	2,120	3,179	
要介護4	1,072 単位	1,121	2,241	3,361	
要介護5	1,125 単位	1,176	2,352	3,527	
各種加算	単位数	自己負担額 (円/)			算定要件
		1割負担	2割負担	3割負担	
② 夜勤職員配置加算	24 単位 /日	25	50	75	夜間の職員を手厚に配置している場合
③ 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258 単位 /日	270	540	809	入所日から3月以内に週3回以上リハビリテーションを行った場合
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200 単位 /日	209	418	627	入所日から3月以内に週3回以上リハビリテーションを行った場合
④ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240 単位 /日	251	502	753	認知機能低下のある方に別に個別リハビリテーションを行った場合(週3日限度)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120 単位 /日	126	251	377	認知機能低下のある方に別に個別リハビリテーションを行った場合(週3日限度)
⑤ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 単位 /日	54	107	160	厚労省が定める「在宅復帰・在宅療養支援機能等指標」で要件を満たした場合
⑥ 外泊時費用	362 単位 /日	379	757	1,135	居宅における外泊をした場合(月6日限度)
⑦ 外泊時在宅サービス利用費用	800 単位 /日	836	1,672	2,508	居宅における外泊時に施設が在宅サービスを提供した場合(月6日限度)
⑧ ターミナルケア加算1	72 単位 /日	76	151	226	ターミナルケアを行った場合(死亡日以前31日以上45日以下)
⑨ ターミナルケア加算2	160 単位 /日	168	335	502	ターミナルケアを行った場合(死亡日以前4日以上30日以下)
⑩ ターミナルケア加算3	910 単位 /日	951	1,902	2,853	ターミナルケアを行った場合(死亡日以前2日または3日)
⑪ ターミナルケア加算4	1,900 単位 /日	1,986	3,971	5,957	ターミナルケアを行った場合(死亡日)
⑫ 初期加算(Ⅰ)	60 単位 /日	63	126	189	急性期医療を担う医療機関からの入所後30日以内に限り算定
初期加算(Ⅱ)	30 単位 /日	32	63	94	上記以外からの入所後30日以内に限り算定
⑬ 退所時栄養情報連携加算	70 単位 /回	74	147	220	厚労省が定める入所者の栄養管理に関する情報を主治医等に提供した場合
⑭ 再入所時栄養連携加算	200 単位 /回	209	418	627	厚労省が定める入所者が再入所する際、医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を作成した場合
⑮ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450 単位 /回	471	941	1,411	退所後生活する居宅等に訪問し施設サービス計画・診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480 単位 /回	502	1,004	1,505	(Ⅰ)に際して生活機能の具体的改善目標・退所後の生活支援計画を策定した場合
⑯ 試行的退所時指導加算	400 単位 /回	418	836	1,254	試行的な退所時に退所後の療養上の指導を行った場合(3月の間に1回を限度)
⑰ 退所時情報提供加算(Ⅰ)	500 単位 /回	523	1,045	1,568	居宅へ退所する入所者について主治医に診療情報等を提供した場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250 単位 /回	262	523	784	医療機関へ退所する入所者について診療情報等を提供した場合
⑱ 入退所前連携加算(Ⅰ)	600 単位 /回	627	1,254	1,881	入所前後30日以内に居宅介護支援事業者と退所後の居宅サービス利用に必要な調整を行った場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	400 単位 /回	418	836	1,254	居宅介護支援事業者と退所後の居宅サービス利用に必要な調整を行った場合
⑲ 訪問看護指示加算	300 単位 /回	314	627	941	退所時に訪問看護指示書を交付した場合
⑳ 協力医療機関連携加算(Ⅰ) R7.3.31まで	100 単位 /回	105	209	314	相談、診療および入院体制を確保している協力医療機関と連携している場合
㉑ 協力医療機関連携加算(Ⅰ) R7.4.1より	50 単位 /回	53	105	157	相談、診療および入院体制を確保している協力医療機関と連携している場合
㉒ 協力医療機関連携加算(Ⅱ)	5 単位 /回	6	11	16	上記以外の協力医療機関と連携している場合
㉓ 栄養マネジメント強化加算	11 単位 /日	12	23	35	入所者ごとの栄養状態の情報を活用し、継続的な栄養管理を実施している場合
㉔ 経口移行加算	28 単位 /日	30	59	88	経管により食事摂取している方の経口摂取を進めるための計画を作成した場合
㉕ 経口維持加算(Ⅰ)	400 単位 /月	418	836	1,254	摂食嚥下機能低下のある方に対し経口摂取を進めるための計画を作成した場合
㉖ 経口維持加算(Ⅱ)	100 単位 /月	105	209	314	(Ⅰ)に際して歯科医師、歯科衛生士が加わる場合
㉗ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 単位 /月	94	188	282	口腔ケア管理を計画的に実施し、歯科衛生士が介護職員に技術的助言を行っている場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110 単位 /月	115	230	345	上記に加え、口腔衛生等に係る情報を厚生労働省に提出している場合
㉘ 療養食加算	6 単位 /食	7	13	19	療養食(減塩食や糖尿病食など)を提供した場合
㉙ かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140 単位 /回	147	293	439	施設医師が居宅生活時の主治医と連携し内服薬の調整を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70 単位 /回	74	147	220	施設医師が居宅生活時の主治医と連携し内服薬の調整を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240 単位 /回	251	502	753	上記に加え、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100 単位 /回	105	209	314	上記に加え、6種類以上の内服薬が退所時に1種類以上減少した場合
㉚ 所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239 単位 /日	250	500	750	肺炎・尿路感染・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全増悪に処置等を行った場合(月7日限度)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480 単位 /日	502	1,004	1,505	上記に加え、医師が国の定める感染症対策に関する研修を受講している場合(月10日限度)
㉛ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53 単位 /月	56	111	166	医師・理学療法士等が計画に基づきリハビリテーションの質を管理した場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33 単位 /月	35	69	104	医師・理学療法士等が計画に基づきリハビリテーションの質を管理した場合
㉜ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 単位 /月	4	7	10	計画に基づき入所者ごとに褥瘡管理を実施し、定期的に評価・見直しをした場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 単位 /月	14	27	41	上記に加え、発生リスクのある入所者に関し褥瘡が発生しなかった場合
㉝ 排せつ支援加算(Ⅰ)	10 単位 /月	11	21	32	「一部介助」「全介助」の場合に原因分析し排泄支援計画に基づき支援した場合
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 単位 /月	16	32	47	(Ⅰ)に加え、排尿・排便の状態が改善、又はおむつの使用がなしに改善した場合
排せつ支援加算(Ⅲ)	20 単位 /月	21	42	63	(Ⅰ)に加え、排尿・排便の状態が改善、且つおむつの使用がなしに改善した場合
㉞ 自立支援促進加算	300 単位 /月	314	627	941	医師の自立支援に係る医学的評価に基づき、支援計画を策定しケアを実施した場合
㉟ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 単位 /月	42	84	126	入所者ごとの基本情報・心身の状況等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60 単位 /月	63	126	189	上記に加え、疾病状況・服薬状況等の情報を厚生労働省に提出し、活用した場合
㊱ 安全対策体制加算	20 単位 /回	21	42	63	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合
㊲ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 単位 /月	11	21	32	第二種協定指定医療機関の間で新興感染症発生時等の対応についての体制を確保している事
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 単位 /月	6	11	16	感染対策向上加算に係る届出をしている医療機関から3年に1回実地指導を受けている事
㊳ 新興感染症等施設療養費	240 単位 /月	251	502	753	厚労省が定める感染症に感染した場合に適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合
㊴ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 単位 /月	105	209	314	安全並びに介護サービスの質、職員の負担軽減等の改善活動を継続的にしている事
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位 /月	11	21	32	安全並びに介護サービスの質、職員の負担軽減等の改善活動を継続的にしている事

各種加算	単位数	自己負担額（円／ ）			算定要件
		1割負担	2割負担	3割負担	
④ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位 /日	23	46	69	介護福祉士の配置が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
④② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位 /日	19	38	57	介護福祉士の配置が60%以上
④③ R6.6～ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数×7.5%×地域単価 に対する自己負担分				介護職員等の処遇改善のために加算されます

介護保険外サービスの自己負担額（1日当たりの金額）						
負担限度額	④⑦食費	④⑧居住費		④⑨日用品セット(税込)		その他実費相当
		令和6年7月まで	令和6年8月より			
第1段階	300円	0円	0円	Aセット	Bセット	【教養娯楽費】 クラブ活動等で個別に使用する材料費
第2段階	390円	370円	430円			【行事活動費】 イベント(外出・外食等)の実施時費用
第3段階 ①	650円					【理美容代】 訪問理美容カットその他費用
第3段階 ②	1,360円					【電気代】 家電品持ち込みの場合の費用
第4段階	1,920円					377円
その他自己負担 (健康管理費)	・医療機関を受診した場合の保険適用項目の自己負担分 ・インフルエンザ等予防接種費用 ・診断書等作成時の文書作成料、検査費用等					

1か月のご利用料金(目安)						
区 分	自己負担額(30日の場合)					
(第4段階)	令和6年7月31日まで			令和6年8月1日より		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	104,340 円	134,340 円	164,340 円	109,740 円	139,740 円	169,740 円
要介護2	106,710 円	139,110 円	171,480 円	112,110 円	144,510 円	176,880 円
要介護3	108,810 円	143,310 円	177,780 円	114,210 円	148,710 円	183,180 円
要介護4	110,640 円	146,940 円	183,240 円	116,040 円	152,340 円	188,640 円
要介護5	112,290 円	150,270 円	188,220 円	117,690 円	155,670 円	193,620 円
	{①+(②③④①)+⑦+⑧+⑨B }×30 (この他、各種加算及び④③④④⑤が加算)			{①+(②③④①)+⑦+⑧+⑨B }×30 (この他、各種加算及び④⑥が加算)		
※居住費とは光熱水費のことをさし、多床室の居室料相当額については介護保険から給付されています。						

※ 負担限度額認定証をお持ちの方

区 分	自己負担額(30日の場合)	
	令和6年7月31日まで	令和6年8月1日より
(第3段階②)	1割負担	1割負担
要介護1	90,930 円	90,930 円
要介護2	93,300 円	93,300 円
要介護3	95,400 円	95,400 円
要介護4	97,230 円	97,230 円
要介護5	98,880 円	98,880 円
(第3段階 ①)	1割負担	1割負担
要介護1	69,630 円	69,630 円
要介護2	72,000 円	72,000 円
要介護3	74,100 円	74,100 円
要介護4	75,930 円	75,930 円
要介護5	77,580 円	77,580 円
(第2段階)	1割負担	1割負担
要介護1	61,830 円	61,830 円
要介護2	64,200 円	64,200 円
要介護3	66,300 円	66,300 円
要介護4	68,130 円	68,130 円
要介護5	69,780 円	69,780 円
(第1段階)	1割負担	1割負担
要介護1	48,030 円	48,030 円
要介護2	50,400 円	50,400 円
要介護3	52,500 円	52,500 円
要介護4	54,330 円	54,330 円
要介護5	55,980 円	55,980 円
	{①+ (②③④) +⑦+⑧+⑨B } × 30 (この他、各種加算及び④③が加算)	{①+ (②③④) +⑦+⑧+⑨B } × 30 (この他、各種加算及び④⑤が加算)
※居住費とは光熱水費のことをさし、多床室の居室料相当額については介護保険から給付されています。		